

## 全国規模の規制改革要望への政府の対応方針について

平成 21 年 3 月  
内 閣 府  
規制改革推進室

平成 20 年 10 月 14 日から 11 月 13 日の間、「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」( )を実施し、地方公共団体及び民間企業等から、全国規模の規制改革要望として、374 項目の要望提出を受付。

( ) 毎年、春と秋に実施

平成 21 年 3 月 30 日、規制改革推進本部(持ち回り)により、全国規模の規制改革要望に対する政府の対応方針を決定。

(参考)

- ・ 規制改革推進本部の設置について(平成 19 年 1 月 23 日閣議決定 )
  - 1 経済社会の構造改革を進める観点から規制改革の一層の推進を図る等のため、内閣に規制改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。
  - 2 本部の構成員は、次のとおりとする。  
  
本部長 内閣総理大臣  
副本部長 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(規制改革)、地方再生担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
- ・ 規制改革推進のための基本方針(平成 19 年 2 月 23 日規制改革推進本部決定)

### (3) 民間事業者等からの提案募集に基づく規制改革

規制改革を推進するため、政府は民間団体や民間事業者、地方公共団体等から提案の募集を行い、これら要望への対応を図りつつ、必要な規制改革を行う。

具体的には、年 2 回実施する規制改革に係る提案の集中受付月間活動の活動成果を「提案に対する政府の対応方針」として取りまとめ、本推進本部において決定する。

なお、提案への対応に際しては、必要に応じて会議の協力も得ることとする。

## 決定事項（全国規模で実施する規制改革事項（10項目））

### **・犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省）**

本人確認業務を他の特定事業者へ委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知をうけた省庁等は、資格者団体等に周知する。

### **・中間・期末配当に係る剰余金の配当をした場合の届出の廃止（金融庁）**

中間・期末配当に係る剰余金の配当をした場合の届出を廃止する。

### **・銀行等が発行する前払式証票の発行保証金供託義務の免除（金融庁）**

一定の要件を満たす銀行等が発行する前払式証票について発行保証金の供託義務を免除する。

### **・特定投資家と一般投資家の移行手続きの見直し（金融庁）**

特定投資家（プロ）から一般投資家（アマ）への移行の効果（現行は1年）を、顧客の申出があるまで有効にする。また、アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能にするとともに、引き続きプロ扱いを選択する場合にも、1年の期限を待たずに更新を認めることを可能にする。

### **・第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化（総務省）**

全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく債権の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、適正な事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローを作成・提示し、速やかに市町村に周知を図る。

### **・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底（法務省）**

ADR法第6条第5号の「弁護士の助言措置」の要件の理解に関し、申請者等の混乱も見受けられることから、法務省は、法務大臣の認証を取得してADR業務に多くの団体が参画できるよう、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各土業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、ADR法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なADR法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたADR業務が適正に行われるようにする。

**・上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認（法務省）**

上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第72条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知する。

**・上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続における行政書士の立会いの容認（法務省）**

行政書士が、出入国管理及び難民認定法第10条第4項（第48条第5項で準用する場合を含む。）の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えがないことを関係者に周知する。

**・「社会保険制度に加入していること」の『在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン』への追記（法務省）**

在留資格の変更、在留期間の更新許可について、運用の明確化と透明性の向上を図る観点から公表されているガイドラインへ社会保険に加入していることを追記する。

**・危険物容器検査方法の見直し（国土交通省）**

危険物の容器検査について、一定条件を満たした受検者に対して負担の軽減を図るため、検査方法の見直し措置を講ずる。